

三宅島の現状（その28）

平成14年4月10日
現地災害対策本部（三宅島）

【気象及び火山活動の状況】

暖かい日が続き、すっかり春らしくなりました。山麓部の緑もだんだんと深みを増してきています。天気の方は、低気圧の通過により周期的に雨が降り、海上も荒れ模様になることがあります。3月29日夜から30日の早朝にかけては、多い所で1時間に20ミリ、総雨量で90ミリを超える大雨が降り、数ヶ所で道路冠水が発生しました。

雄山では引き続き噴煙活動が活発です。3月31日、4月2日、3日に小規模な噴火および少量の降灰が観測されましたが、その後は平穏な状態が続いています。

火山ガス（SO₂）の放出量は、3月25日の観測（2回）では19,000トンと23,000トン、4月5日の観測（2回）では6,000トンと8,000トンと、依然として多い状態です。SO₂の濃度は、島の東側で高いことが多く、4月2日には、三宅島空港で約10ppmが観測されています。

【日帰り帰宅事業の開始】

島内における個人財産の保全、修繕、財産の持ち出しを目的とした日帰り帰宅事業が始まりました。4月1日夜には坪田地区の住民179名が、8日夜には三宅地区の住民194名が竹芝を出発し、それぞれ翌日までの日帰り帰宅の行程をこなしました。いずれも三池港付近には火山ガスがおりてきましたが、ガスマスク携帯のもと、無事に実施されました。

【はまゆう丸からえびね丸へ】

これまでのクリーンハウスの整備に伴い三宅島常駐での作業が増加してきたことにより、神津島からの通い作業の人数が少なくなったため、4月1日からは、神津—三宅間を小型客船「えびね丸」（60人乗り）が就航するようになりました。昨年3月以来1年余り活躍してきた中型客船「はまゆう丸」（300人乗り）は、3月31日でその役割を終えることとなり、三宅からの最終出港時にささやかなセレモニーを行いました。

また、4月1日以降、日帰り帰宅事業に伴う直行便の就航とともに、竹芝—神津島間の定期船のジェットホイル化により、内地から三宅島までの利便性が向上しました。

【中央診療所のクリーンハウス化】

クリーンハウス（脱硫施設）化を進めてきた村の中央診療所で工事が完了し、医務室がこれまでの村役場の部屋から移転しました。4月2日から、設備の整った中央診療所で昼間の診療が開始されました。

【就労情報】

村役場では就労情報を提供し広報しておりますので、就労を希望される方は三宅村村民課避難対策係（代表03-5321-1111 内線45-642）にご相談ください。

なお、直近の情報は、ホームページ「三宅島を離れた村民のみなさまへ」をご覧ください。

（アドレス <http://www.miyakemura.com>）

（問い合わせ先）

三宅支庁総務課行政係 電話：03-5320-7854

三宅村の復興に伴う基本的な構想

(案)

中間報告

平成14年4月

三宅村復興計画策定委員会

目 次

1 基本的な構想の目的	1
2 復興計画の基本的な構想	1
(1) 基本理念	1
(2) 状況が不確定な中での復興計画策定の特殊性	3
3 基本方針	3
(1) 生活再建	3
—三宅島民の生活再建支援策—	
(島外での生活が続く中でも、今すぐに取り組み始めるべきこと)	
.....	3
①すまいのこと	4
②心身の健康のこと	4
③仕事のこと	5
④教育のこと	5
⑤IT（情報通信技術）化	5
(帰島までに整えておくこと)	6
(帰島後に実施すべきこと)	7

(2) 地域振興	8
－世界に誇る観光地としての三宅島の将来計画－	
(島外での生活が続く中でも、今すぐに取り組み始めるべきこと)	8
(帰島後に実施すべきこと)	9
①観光	9
②漁業	9
③農業	10
④商工業	10
⑤林業	10
⑥人材の確保と育成	10
(3) 防災しまづくり	11
－災害に強く、健康で豊かなくらしを支える社会基盤施設の整備計画－	
(島外での生活が続く中でも、今すぐに取り組み始めるべきこと)	11
(帰島までに整えておくこと)	12
(帰島後に実施すべきこと)	12
4 基本計画策定の進め方	13
(1) 島民のアイデアを取り入れる	13
(2) 財源確保の方策の検討	13
(3) 社会経済情勢の変化への対応	14

1. 基本的な構想の目的

平成12年6月に発生した大噴火から2年が経過しようとしている。今回の雄山の噴火は約2,500年ぶりの大噴火と言われている。世界的にも類をみない有害な火山性ガスの大量放出が今日も続き、いつ全面帰島がかなうかは依然として不明確なままである。三宅村においては、現在もなお続く島外避難中にあっても、来たる帰島時に噴火災害から一日も早く立ち直るための社会基盤整備対策を講じるとともに、将来の噴火などの災害に備えた災害に強い島づくりと、これまで島を支えてきた農林漁業などの地域の基幹産業の振興との調和を図りながら観光産業を核として、三宅島独自の再建策の構築に早急に取り組む必要がある。

この復興計画の基本的な構想は、「第三次三宅村総合計画」が将来像として掲げている「人と自然にやさしい健康で豊かな村」を、今回の噴火災害にあっても依然として村の基本方針と考え、島民と行政が共通の認識を持ち、三宅村の復興に向かって取り組みを進めるため、復興の方向性と施策の概要を示すものであり、復興計画の基本となるものである。

2 復興計画の基本的な構想

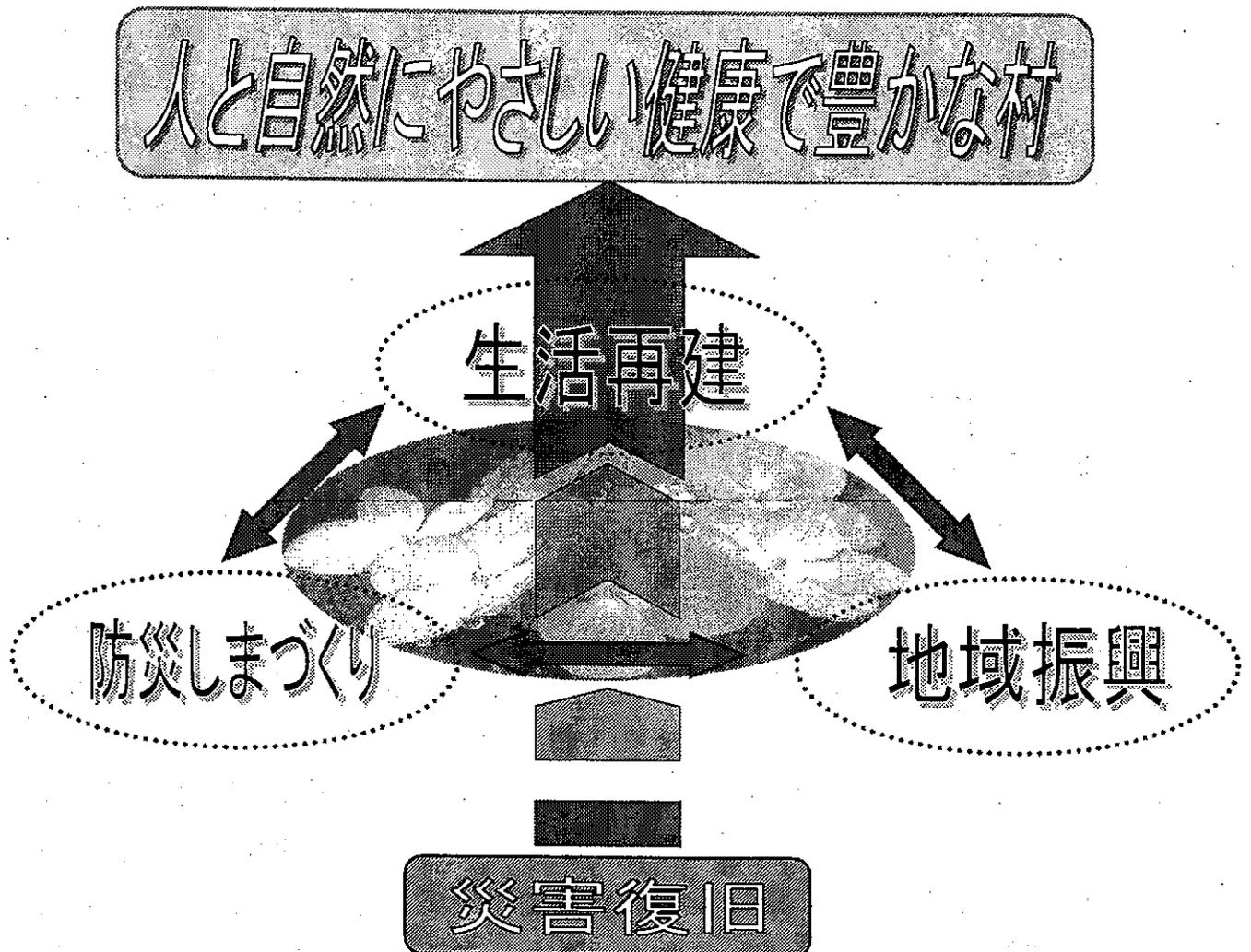
(1) 基本理念

三宅島は、黒潮の真只中にある火山島で、アカコッコに代表される多くの野鳥や多彩な海洋生物、あるいは多様な動植物などが生息し、豊かな自然環境が温存されているとともに、海流、火山など自然の厳しさや地球のダイナミズムを肌で感じるができるというように、自然の豊かさと厳しさの二面性を併せ持った島である。

復興計画では、今回の噴火災害の教訓や問題点を踏まえ、島民が「安心して」、「生き生き」、「安全に」生活できることに加えて、三宅島らしさを追求し、時に厳しさをみせる自然と共生しながら、三宅村の目指す将来像である「人と自然にやさしい健康で豊かな村」を実現することを目指して、次の3つを基本理念と定める。

- 三宅島民の生活再建を最優先とした復興計画とする（生活再建）
- 火山をはじめとした島の自然と三宅島民の文化や伝統を活かし、世界に誇れる観光地としての三宅島振興を実現するためのきっかけとなる復興計画とする（地域振興）
- 噴火などの災害に備え、災害に強い三宅島づくりを目指した復興計画とする（防災しまづくり）

下の図は、社会基盤施設の復旧を基礎として、「生活再建」「地域振興」「防災しまづくり」という復興の3つの柱がお互いに関連しあいながら、島ぐるみで一体的に地域運営システムを形成し、三宅島が「人と自然にやさしい健康で豊かな村」といった災害復興の花を咲かせることをイメージしたものである。



(2) 状況が不確定な中での復興計画策定の特殊性

雄山から放出される火山ガスの量は依然として高い値を示しており、島民の全面的な帰島時期は未だに目処が立たない状態である。そうした状況のなかで三宅島の復興計画をいま策定する意義は、「帰島」は復興の通過点に過ぎないからである。帰島するまでに将来の青写真を整え、それまでの生活を支え、帰島後の復興事業をすみやかに実施できる体制をいまから作らなければならないからである。そこで、三宅島の復興計画では、次の3つの事項を視野に入れた計画を定める。

- ①島外での生活が続く中でも、今すぐに取り組み始めるべきこと
- ②帰島までに整えておくこと
- ③帰島後に実施すべきこと

3 基本方針

(1) 生活再建

一三宅島民の生活再建支援策一

(島外での生活が続く中でも、今すぐに取り組み始めるべきこと)

全島避難によって「仮の暮らし」が始まってから2年が経とうとしている。今の状態がいつまで続くのか、だれにもわからない。「島に帰ること」だけを希望に毎日を耐え忍ぶにも限界がある。島外での暮らしが長くなるにつれ、今の暮らしをいつまでも「仮の暮らし」と考えていることは難しくなる。

昨年、三宅村が行なったアンケートでも、「何をおいても帰島する」と答えた人は約46%であり、「生活の目途が立てば帰島する」と答えた人も約40%に及んでいる。50歳以上の島民の過半数が帰島を希望するのに対して、40歳以下の人では帰島に「生活の目途」が立つことを条件にする人が多数派をしめている。この結果は、「今、島外でいきていること」「これからも島外でいきていくこと」の意味を真剣に考えることの大切さを示している。

これからも島外で暮らすという前提にたつて、「仕事のこと」、「子どもの教育のこと」、「事業を始めること」、「健康のこと」、「老後のこと」、「住宅のこと」、を見直してみる必要がある。不確定なことが

多く、今の生活を見直すことは決して楽なことではない。しかし、現実から目を逸らしていても、状況は好転することはない。現実を直視することからしか、将来の糸口は見つからないことは確かである。また、「三人よれば文殊の知恵」のたとえのように、一人だけで解決できないことも、皆が力を合わせることで解決することが可能になる。

①すまいのこと

島外避難がはじまって以来、島民はみな二重生活を送ってきた。避難先での島民の住宅については、現在、都営住宅などが無料で提供され、一応の生活の場が確保されている。しかし、生活再建という意味からは、人々のつながりが豊かになる必要がある。そのため、現在の居住地での人々のくらしに目を向けて、島民同士や近隣とのコミュニティづくりを応援していく。同時に、行政と島民とのかかわりあいについても強化していく。また、仕事などの都合で、他の都営住宅などへの移転を希望する場合にも、東京都を窓口にして働きかけを行なう。

三宅島の復興は、そこに住む島民と家屋財産があつてこそである。島外での避難生活が長引き、誰も住まない状態で数年経てば、島内の家屋は噴火災害による被害に加え荒廃が進み、多くの住宅は住むことができない状態になることが予測される。できるだけ家屋の荒廃を減らすため、島民が各家屋の保護のために活動できるように村は支援策を強化する。

②心身の健康のこと

見知らぬ土地で避難生活を続けていく上で、「心身の健康」は大前提となる。慣れない都会生活のために、大小さまざまな日常の問題や生活苦に悩まされることがありうる。そうした悩みはストレスとなつて島民の健康を損なわせる危険もある。そこで、村は島民の生活実態を確認し、島民の持つ悩みにできる限り相談にのるためのシステムを確立する。

③仕事のこと

島外で仕事の間を確保することは、長引く避難生活の生活基盤を安定させるために不可欠な問題である。そこで、ホームページなどにより、島外での仕事の情報をできる限り提供していく。また、帰島に向けて必要となる三宅島での事業については、村は積極的に島民に島での仕事の間を提供するように東京都を窓口にして働きかける。

同時に、島民の皆さんも帰島後の仕事をにらんで、今のうちから新しい職能の修得や事業の企画を始める努力をお願いする。

④教育のこと

子どもは三宅島の将来を担う大事な「宝」である。島外で暮らしていても、子どもたちが三宅島のことを誇りにし、これからの島をどうするかをどれだけ真剣に考えるかに、島の将来はかかっている。しかし、小学校では三宅島の子どもたちだけの学級はなくなった。あと3年で三宅島の子どもたちだけの中学校もなくなる可能性がある。「互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある村民」、「全国の人々からの支援に対する感謝の心を持つとともに積極的に社会に貢献しようとする村民」、「常に前向きに考え、逆境の中にあっても自らの個性と想像力を伸長しようとする意欲を持つ村民」という『三宅村教育委員会の教育目標』及び「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成、「豊かな個性」と「想像力」の伸長、秋川での特性を活かした学校経営の推進と村民の学習機会の確保といった『三宅村教育委員会の基本方針』を前提に、教育施策を積極的に推進していく。

⑤IT（情報通信技術）化

インターネットに代表されるITの急速な進歩が、情報伝達の環境を劇的に変化させ、人々のライフスタイルやビジネススタイルを大きく変えつつある。大量の情報が高速、双方向に交流することが可能となり、時間と空間の制約を超えて、多くの人々が直接コミュニケーションを図ることが可能になる。

三宅島においては、復興を支える社会基盤として全島に光ファイバ

ケーブルなどを敷設し、村役場を中心として福祉施設や観光施設などの各公共施設と個人住宅を大容量高速通信網によって結ぶ地域公共ネットワークを整備し、村政を島民に限りなく近づけることを検討する。

ITは、三宅村の生活再建だけでなく、地域振興や防災しまづくりにも活用することを検討する。

このような試みを確認しながら、これからの島民の生活再建をより積極的に推進するために村は島民と協働して全力を尽くす。

(帰島までに整えておくこと)

噴火に伴う泥流災害で土地や家屋を失った人をはじめとする多様な被災者は多い。また、長期化する火山活動の影響や避難生活などで生活に多大な影響を被った住民も多数いる。こういった人たちへの支援を第一に考え、住宅の自立再建への支援や新規村営住宅の建設などを行う。

避難生活が長引くことにより、避難先で新たなコミュニティが芽生えつつある。そこで、島外避難のなかでつちかわれつつある人と人のつながりも考慮して、帰島後の新たなコミュニティのあり方について検討する。

三宅島では、65歳以上のお年寄りが約3割を占める「高齢社会」であり、今後もこの傾向は続くと考えられる。そのため、この避難中にも介護を必要とする人が増えていく。そこで、それらお年寄りの生活を支えていくため、これまで以上に保健や福祉、医療の充実を目指していき、家庭、地域社会などの支援を拡充する。また、帰島を見据えて高齢者の在宅支援の充実はもとより高齢者施設等の拡充と介護にかかわる人材育成に努める。島外の高齢者についても受け入れることを検討する。

三宅村には、小学校が3校、中学校が3校、都立高校が1校ある。学校運営の効率化や建物施設の有効利用という面や、生徒の学習環境を維持するという面、帰島後の三宅村の復興の方向などを踏まえ、小

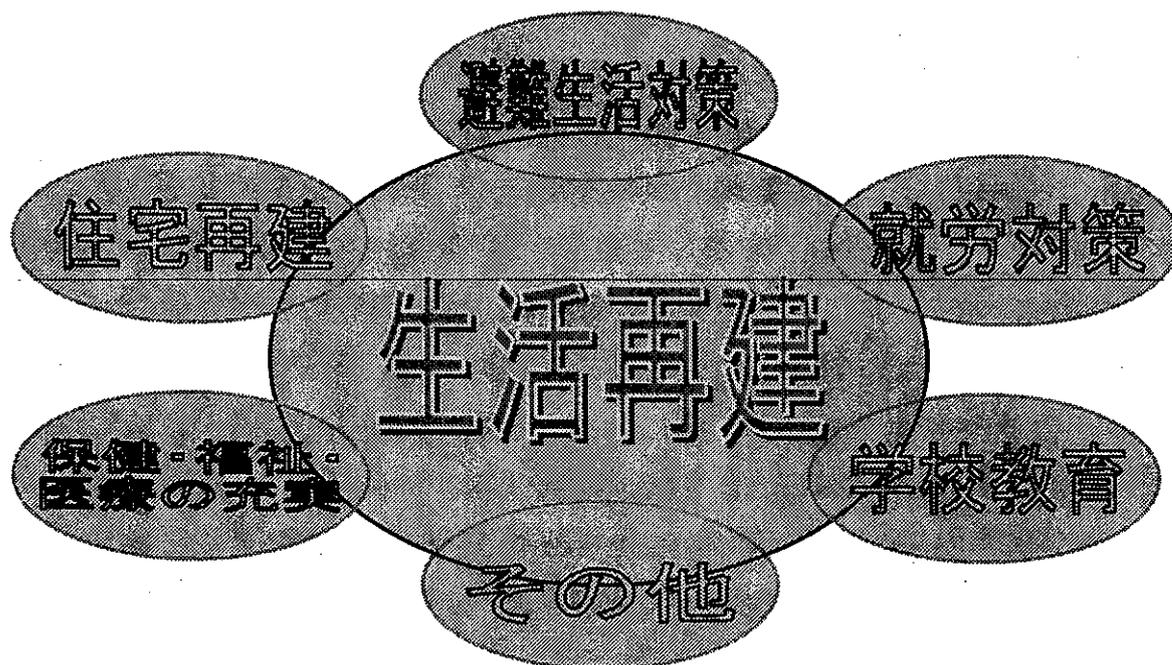
学校、中学校、高等学校についてはその教育システムあり方を検討する。

島民の生活再建には、島民の努力が必要なことはもちろんだが、それだけで十分だとはいいがたい。そのため、島外からのボランティアの協力が不可欠である。ボランティアの協力を得るには、日頃からの連携が前提であり、ボランティアの受け入れ態勢に関して検討する。

(帰島後に実施すべきこと)

学校教育は、島の伝統・文化を継承するとともに、郷土愛に満ちた三宅島民としての自覚と誇りを育み、三宅島の環境を活かした教育プログラムを作るなどして、小学校・中学校・高等学校全体を通して一貫した教育を進める。

就労対策としては、帰島後の島民の生活を軌道に乗せるため、復旧・復興事業に積極的に島民を雇用するとともに、村の既存産業を連携させていく。また、産業別の生活再建策を検討していく。



(2) 地域振興

－世界に誇る観光地としての三宅島の将来計画－

噴火災害により完全にストップした経済産業活動をすみやかに回復させ活性化を図る。その際、三宅島の大部分の産業は何らかの形で観光と関連があるため、地域振興の基軸を「観光産業」とし、他の漁業、農業、林業、商工業などの産業は「観光産業」に誘発されたかたちでの振興、掘り起こしを行うことにより、より効果的な発展を図る。

地域振興を推進するためには、これを担う人材が不可欠である。そのためには、三宅島に生まれ、育った全ての人が、生き生きと働くことができるよう環境を整備する。同時に、三宅島の振興に貢献したいという志を持つならば、他所で生まれ、育ったいわゆる「Iターン」の人たちも積極的に受け入れていく。

(島外での生活が続く中でも、今すぐに取り組み始めるべきこと)

これからの観光地の魅力は、島にいる時間を充実したものにするとソフトウェアの開発にかかっている。地元の素材に地元の手をかけ、三宅島だけにしかないさまざまな商品やサービスをどれだけ豊かに持つことができるかにかかっている。たとえば、手作りの健康食品の販売、三宅島の特産物を使った高い技術に基づく、水産加工品や植物染めなどの商品の開発、郷土料理の開発、祭りやイベントの開発など、三宅島らしさの発見は、全島避難という困難を逆手にとり、これを好機と受け取って、島外で生活しているうちから始めることができる。また、そうした活動に高齢者を積極的に活用していくことは人材の活用と同時に、現時点での生活支援にもつながる。ただし、このような、新たな取り組みを行うにあたっては、採算性の検討を必ず行わなくてはならない。今から、行政、経済5団体及び島民は、経済感覚、経営感覚を身に着ける必要がある。

観光産業においては、観光客を観光地に呼び寄せるための観光情報が重要な役割をはたす。IT化が進むなかで、これからはインターネット等を用いた情報の受発信を推進することが不可欠であり、全島に敷設する光ファイバーケーブルなどを活用することを検討する。さらに、この光ファイバーケーブルなどを活用して、三宅島の全体をエコミュージアム化し、三宅島の観光資源を点から線、線から面へと発展的につないでいくことを検討する。

(帰島後に実施すべきこと)

①観光

三宅島の特徴は、東京から数時間でコンクリートとアスファルトの大都会から自然豊かな島に場面転換できることである。

観光については、この特徴を活かし、三宅島の自然のすばらしさ、厳しさを体感してもらうエコツーリズム(自然環境などを損なわずに行う観光事業)を基本とするとともに、三宅島の人々の暖かいホスピタリティ(もてなしの心)に触れることを他にない観光の魅力とする。

そのため、噴火により荒廃した高山植物や海岸植物、四季を通じて豊かな緑を誇っていた広葉樹林などの自然の回復を図る。

観光資源の開発や観光施設の整備に当たっては、三宅島を訪れる観光客のニーズの把握に努め、観光客の立場で検討し、開発や整備を図る。

三宅島の特徴である火山との共生を目指し、自然の雄大さや荒々しさを実感できる火山公園など、観光資源として活用する。海については美しい自然を利用し、三宅島ならではの付加価値を取り入れた海洋性レクリエーションを生み出していく。

体験農業や体験漁業、遊漁事業、森林探索など他の産業とのつながりを強め、これまで、夏季(7・8月)が中心の観光客を、一年を通して呼べるようにしていく。

体験、見学、ショッピングや広場でのレクリエーション活動など、複合的な観光拠点とし、観光牧場を整備していく。

景観を大切に、観光客にも魅力的なまち並みとなることを目指す。

交通アクセスについては、行楽プランなどを安心して組めるよう、ジェット機対応型空港や大型船接岸港湾施設などを整備し、就航率のアップや時間短縮といった来島者の利便性の向上を図る。

②漁業

漁業協同組合の効率的な運営を行い、漁業権行使の見直しや水産加工業など関連産業との連携強化による生産性の向上、体験漁業への取り組みなどを行う。

既存漁場の改善や栽培漁業、増殖場を整備するなどして漁獲を安定化させ経営体質の強化を図る。

新鮮な魚を供給するなどの流通改善で三宅島ブランドを確立し付加価値を高めていくなど、漁業の総合的な振興の推進に努める。

③農業

壊滅的な被害を被った農地・農業用施設の復旧整備を早急に行う。降灰の除去を行い、畑地の再生、新しい畑地の創生を行い、営農形態を見直して安定農業を目指す。

観光面との連携を図り、島内流通を活発にするとともに三宅島ブランドを育て島外への安定的な出荷体制を整える。

畜産業は、ふれあい牧場のような観光産業とリンクすることにより効果を倍増させる。

④商工業

住民に対し、島内生産物の安定供給を図るとともに、これまでもあった特産品の復活や新たな特産品を開発するなどして、観光客にとっても魅力のある商工業を目指し、消費拡大や流通経路の確立、滞在施設の質の向上など産業基盤整備に取り組む。

⑤林業

噴火により壊滅的な被害を受けた植林地は早急に緑化を図っていく。また、自然林は自然の力に回復をまかせるべき区域と人工的に復元すべき区域に分け、中長期的な整備を図る。

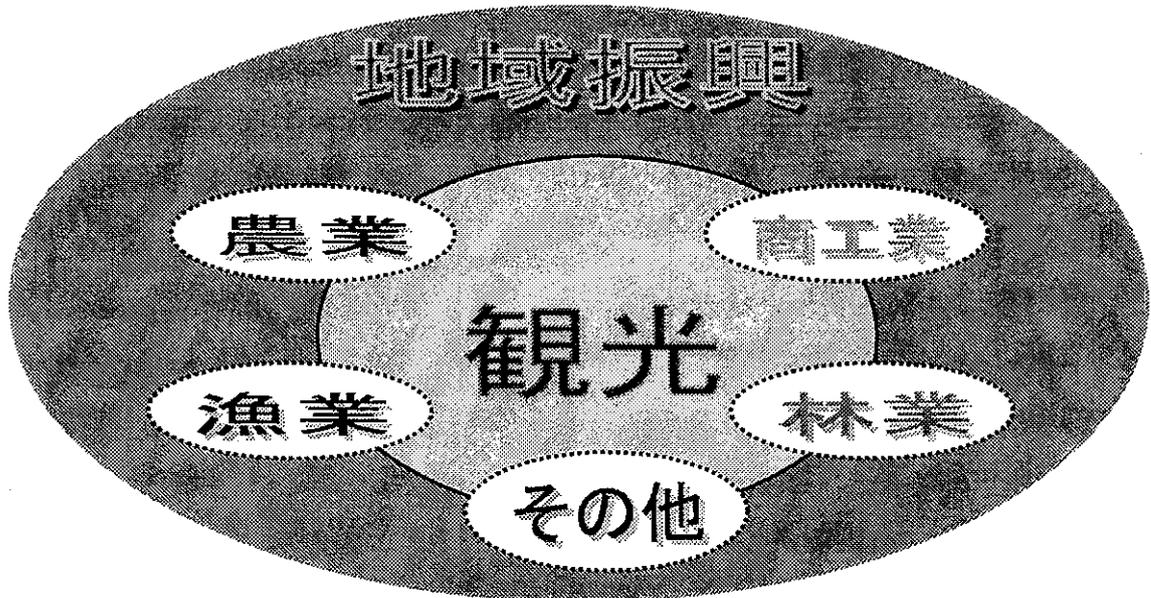
観光とタイアップした植林事業も進める。

⑥人材の確保と育成

一度島を離れた人材や島外からの若い人材を積極的に呼び寄せ、島への定着を図り、地域振興へのマンパワー（労働力）の充実を図る。

高齢者は、農地・森林などの復旧環境整備のためには、必要不可欠な人材であり、その活用を積極的に図る。

各産業の振興のため、専門知識を修得するための講習会を支援するなど人材の育成に努める。さらに長期的な視野にたって村の観光の中核になる人材を育成するために、人材育成基金制度を検討する。



(3) 防災しまづくり

—災害に強く、健康で豊かなくらしを支える社会基盤施設の整備計画—

三宅島と災害のかかわりは深い。雄山の噴火災害は最近 20 年程度の間隔でおきている。また、21 世紀半ばまでに発生が確実視されている東海地震に伴う津波災害の脅威のために、平成 14 年には「地震防災対策強化地域」に指定される予定である。こうした自然の脅威の存在を十分考慮して、今後のしまづくりにおいては、自然との調和を図りながら居住者が不安のない生活をおくれる安心な島を形成し、観光客にとって最大限の安全を提供する。

(島外での生活が続く中でも、今すぐに取り組み始めるべきこと)

行政の最も基本的な役割は、島民と観光客の生命の安全を確保することである。そのため、三宅島火山防災マップなどを基にして、災害に対して安全な三宅島の土地利用のあり方について総合的に検討する。

全島に敷設する光ファイバーケーブルなどを活用し、各家庭や島内の主要施設に接続し、きめの細かい防災情報をリアルタイムに島民や

観光客に提供することを検討する。

島を訪れる観光客を災害から守ることは、最大の義務であり、災害時の観光客対応体制を整備する。その第一歩として、土地に不慣れな観光客はもとより、高齢者や障害者も含めた全島民が安全に避難できるため、避難マニュアルを作成する。

災害時にも、信頼できるアクセスを確保することは、防災しまづくりにとって極めて重要である。三宅島の気候の特徴は、秋から冬にかけては季節風による西風が強く航空機の離発着を困難にしている。また、定期船の出入港は、現在2ヶ所しかなく、低気圧の通過による波浪の影響などで欠航することもある。そこで、噴火時に島民と観光客が安全に遅滞なく避難することができ、緊急物資が円滑に供給できるよう、天候に左右されにくい空港やヘリポート、避難港及びそれらの施設へのアクセス道路などの道路交通施設を早急に整備する。

(帰島までに整えておくこと)

道路や水道などのインフラストラクチャーは、島民の日常生活や経済活動を支える基盤として欠くことのできないものである。今回の噴火災害により被災した既存施設の復旧や砂防施設の整備を着実に進めるとともに、今後のインフラストラクチャーの整備にあたっては、今回の噴火の二次災害や将来の災害発生への軽減防止策を講じる。

小規模な災害に対しては、各地区にこれまである避難施設に火山ガス対策を付加し、備蓄倉庫などの整備も行い、施設の充実を図っていく。

山腹の木々は火山ガスなどの影響で枯れた状態である。このままでは、長期間にわたり泥流が発生する危険性がある。そこで、治山事業や緑化事業を推進し、森林回復を促進することで泥流災害の軽減を図る。

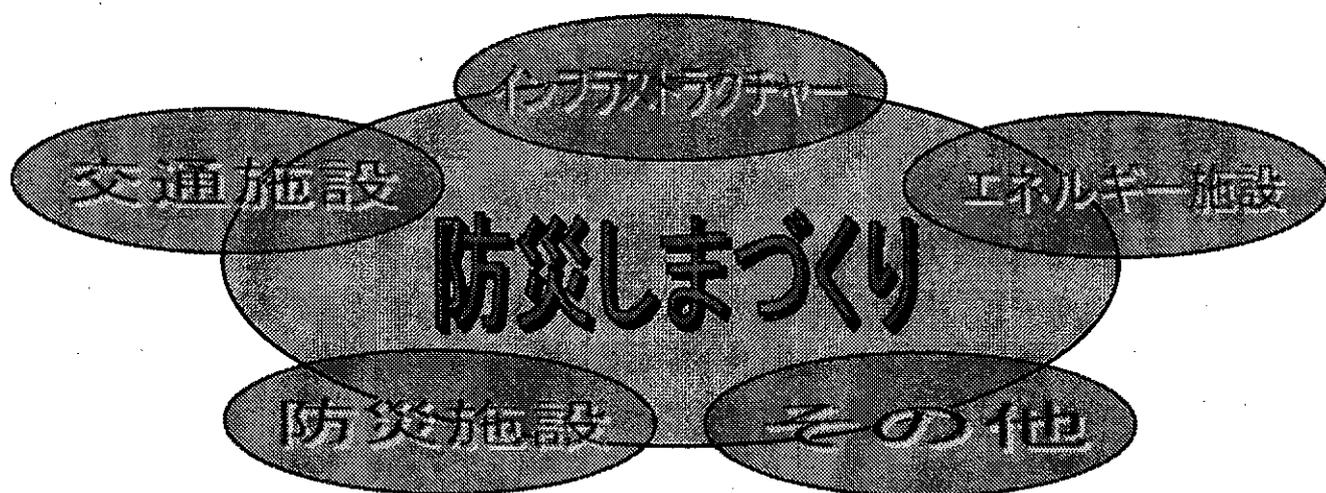
(帰島後に実施すべきこと)

噴火により、多くの施設が停電のため機能が麻痺状態になった。そこで、噴火などの災害時にも公共施設の機能の低下が生じることのないよう、自然エネルギーなどを利用した発電施設を整備する。

避難所生活中、道路が寸断され避難所が孤立し食料などの物資を運搬することができなくなった。そのため、全島民が島外避難するような火山ガスに起因する大災害に備え、島民と観光客が集結することができ、安全かつ迅速に島外避難できる、水・食料・医療・電力施設な

どが整った避難施設を整備する。また、今回の噴火を教訓として、伊豆諸島全体を視野に入れて、全島民が結集できる島外避難の可能性について検討する。

三宅島は、日本の中でも最も活動的な火山島であり、貴重な火山防災研究の場所である。そこで、今回の噴火災害を契機として、三宅島のシンボリックな施設として火山防災研究所などを誘致し、今後の防災に役立てる。



4 基本計画策定の進め方

(1) 島民のアイデアを取り入れる

三宅島の復興の主役は、島で生活する島民である。そのため、復興計画の策定には、住民参加が不可欠であり、島民や関係者のアイデアを広く取り入れ、基本計画を策定する。

また、基本的な構想（案）や基本計画（案）がまとまった段階で、住民や関係機関などに公開し、意見陳述を書面で受け付け、最終案をまとめることとする。

(2) 財源確保の方策の検討

三宅島の復興のためには、膨大な費用が必要となる。公共事業は、公的資金の投入が可能であるが、被災者個人の財産への公的な補償支援が現行では難しいという大きな壁がある。しかし、避難の長期化に伴い被災者個人の財政的な負担では解決しえないものが増えてきた。復興を推進するためにはこれら財源をどのように確保するかについて十分理解し、研究する必要がある。

(3) 社会経済情勢の変化への対応

時間とともに、社会経済情勢は刻々と変化する。三宅村は、その変化に対応するため、三宅村復興基本計画を、2年毎に見直しを行う。

平成14年4月15日
三宅村復興計画策定委員会

三宅島民の皆さまへ

「三宅村の復興に伴う基本的な構想（案）」がまとまりました。

平成14年4月5日（金）に行われた三宅村復興計画策定委員会において、「三宅村の復興に伴う基本的な構想（案）」がまとまりましたので別紙のとおりご報告いたします。

なお、この構想は、まだ（案）の段階ですので、下記の期間中、島民の皆さまや国や都の関係機関などから、この構想（案）についての意見を受け付けることといたしました。本委員会では今後、その意見を踏まえながら、この構想案を最終案としてまとめていきますので、皆さまのご協力をお願いします。

三宅村の復興に伴う基本的な構想（案）についての意見を下記ファックスにて受け付けます。

FAX番号

03-5388-1603

※ファックス送信が困難な方は、三宅村新宿総合事務所宛に郵送でも構いません。また、メールでも受け付けます。（メールアドレス miyake_c@miyakemura.com）

○ 受付期間	平成14年4月15日(月)～5月8日(水)まで
○ FAX受付時間	24時間
○ 記載していただきたい事項	住所、氏名、年齢、連絡先電話番号を明記。
○ お問い合わせ先	〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第1庁舎南 41階 三宅村新宿総合事務所 復興計画担当課内 三宅村復興計画策定委員会事務局 ＜電話番号＞ 03-5320-7826

三宅村IT講習会のお知らせ

[受講資格] 20歳以上の三宅村住民の方

[受講費用] 無料

[講習内容] 1 パーソナルコンピュータの基本操作
2 文書の作成 3 インターネットの利用
4 メールの利用 5 ワードプロセッサ入門(ワード)

[日時] 平成14年4月25日～26日 午前10時から午後5時まで
(2日間で1講習になります)

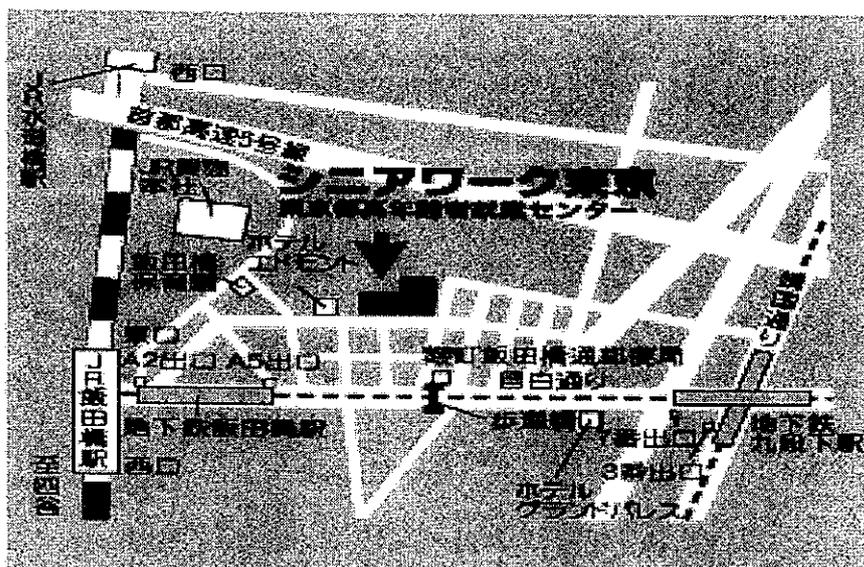
[場所] 東京都高齢者就業センター(シニアワーク東京)306教室
東京都千代田区飯田橋3-10-3

[定員] 20名

[申込受付] 03-5320-7824 三宅村新宿総合事務所文書広報係
miyake_a@miyakemura.com

[締切日] 平成14年4月22日 先着順

[その他] 今度の開催予定 月に1回開催いたします 5月以降については各月ごとにご案内いたします



(会場までの地図)

日帰り帰島される皆様へ

シロアリ発生確認書

三宅村役場施設整備担当課
電話 03-5320-7844
FAX 03-5388-1602

氏名		電話番号	
現住所		島住所	

1. 調査方法

調査対象部位に蟻土や蟻道がないかを目視する。被害の疑いがある場合は、手で触れたり、ハンマー等で叩いて空洞音や木材が柔らかくなったり、もろく崩れたりしないかを確認し、必要があれば、ドライバー等で一部壊してシロアリの有無を確認する。

2. 調査道具

a. 懐中電灯 ・ ハンマー ・ ドライバー ・ カメラ(記録用) ・ 作業服

3. 調査箇所 (調査した場所に○をして下さい。)

浴室 ・ トイレ ・ 洗面所 ・ 台所 (水周り箇所) 玄関 ・ 勝手口 ・
廊下 ・ 柱 ・ 畳裏 ・ 押入れの床壁
垣根 ・ 庭木(切り株) ・ マキ ・ 材木等

* 可能であれば床下の ・ 土台 ・ 基礎部分 ・ 天井裏 ・ 梁 ・ 桁

シロアリの状況確認及び位置記入

4. 被害発見後

① 事業者による調査を希望する ② 調査希望しない

① 駆除を希望する ② 駆除しない

駆除希望者

① 立会い希望する

② 立会いしなくても良い

発見事例

1. 建物内外に有る木材やダンボール箱を動かしたときに数ミリ程度の白い虫が大量にいるか、泥状のものがベッタリと貼り付いていた。
2. 柱や梁をたたくと、空洞音がする。
3. 柱や梁が腐ったようになっているか、ボロボロの状態になっている。
4. 床が下がったり、きしんだり、畳が腐ったようになっている箇所がある。
5. 壁が膨れたり、波打っていたり、柔らかくなっている。
6. 壁の色が変色している箇所がある。
7. 柱と壁の隙間等に泥状若しくは、おがくず状のものが詰まっている。
8. 天井や壁上部に泥状の塊が見える。
9. 普通は乾燥していると思われる箇所の木材が湿っている。
10. 柱や戸枠の下部が地中に埋まっている場所がある。
11. 垣根や樹木の添え木、木製の杭が地中に埋め込んである。(引き抜いてみる)
12. 6月頃、建物や敷地又は近隣で、大量の茶褐色の羽蟻が飛び出した事がある。
13. 建物内で大量の羽(1cm)を見たことがある。(風で飛ぶ位の薄い羽)
14. 6月頃、建物内で1cm弱の茶褐色の虫が2匹つながって、室内を這いまわっていた。
15. 敷地内に切り株が有り、その切り株が腐ったようになっている。
16. 近隣の建物でシロアリ駆除工事を実施したところがある。
17. 家を建てて、10年以上経過したが、一度もシロアリ駆除、防除工事をしたことがない。
18. 家の中にシロアリがいて、薬剤を散布していなくなったことがある。
19. 基礎や土台、束石に蟻道や蟻土がある。(床下調査が出来る場合)

* 日帰り帰島される際に持参していただき、白蟻被害が確認された方は後日役場まで郵送かFAX等でお知らせ下さい。

平成14年4月15日

【東京都・三宅村】

『既往債務』に対する利子補給について（お知らせ）

三宅島火山活動等により被害を受けた商工業者の皆さまは、島外への避難が長期化し、資金繰りに支障を来していることと思います。こうした三宅島商工業者の金融の円滑化を図るため、災害前に借入れた「既往債務」について、先にお知らせをしたとおり、当面、金融機関に対して元金の据置きの協力を求めるとともに、平成15年3月31日までに発生する利息について、国・東京都および三宅村が金融機関に対して下記により利子補給を行ないます。

記

1. 受付期間：平成14年12月27日（金）まで
2. 受付場所：三宅村役場新宿総合事務所および三宅村商工会（立川）
3. 対象者：三宅島の商工業者
4. 対象債務：平成12年6月26日以前に借入れが行なわれた債務（事業資金）
5. 適用範囲：
 - ① 昨年に引き続き同様の措置の申請を行う方は平成14年4月1日から平成15年3月31日までに発生する利息を負担します。
 - ② 平成14年4月1日以降、新規に金融機関と条件変更の手続きを行った方については、それ以降平成15年3月31日までに発生する利息を負担します。

■民間金融機関の利子補給について

- ① 債務者は、罹災証明を申請し、三宅村より罹災証明の交付を受けると同時に、金融機関と条件変更の手続きを行い、「三宅島中小企業振興特別金融対策利子補給交付申請」を行なってください。
- ② 利子補給金は、債務者ごとに異なります。

■政府系金融機関の利子補給について

- ① 債務者は、村に罹災証明および被害証明を申請し、交付を受けると同時に「三宅島中小企業振興特別金融対策利子補給交付申請」を行なってください。
その後、関係書類を添えて、金融機関と元金据置きについて相談してください。
- ② 被害証明を受けるための利子補給交付申請日の直近の2ヶ月の売上高または受注額が前々年同期比（平成12年6月27日以降の場合は前々々年同期比）50%未満であること。
- ③ 利子補給金は、債務者ごとに異なります。

■信用保証料の補助について

- ① 上記の利子補給の対象になる方は、信用保証料の補助を受けることができます。

【お問合せ先】	●東京都産業労働局商工部金融課 『担当：新居・近河』 〒163-0081 東京都新宿区西新宿2-8-1（第一庁舎29階） 電話 03-5320-4795（直通） 36-834（都庁内線）
	●東京都三宅村役場観光商工整備担当課 『担当：原田・島村』 〒163-0081 東京都新宿区西新宿2-8-1（第一庁舎41階） 電話 03-5320-7829（直通） 45-661（都庁内線）
	●三宅村商工会 『担当：村上・菊地』 〒190-0022 東京都立川市錦町2-2-32（多摩中小企業会館内） 電話 042-540-3363（直通）

認定農業者八丈島視察報告

平成14年4月15日

平成14年3月4日から3月6日まで認定農業者及び農業委員会委員によって、八丈島の認定農業者制度や農家の運営等について、下記のとおり報告します。

記

1. 視察参加者

認定農業者	佐藤 利吉	西野 直樹	前田 武一	
農業委員会	笹本 準治	山田 和快	井口 高精	佐久間 晃
	島澤 昭和	佐藤 敏子	筑波 光	
みなし認定農家	浅沼 義幸			
事務局	芳賀 雄一郎	浅沼 信彦		

2. 視察行程

3月4日	三宅村種苗確保事業・三宅島農園視察 フェニックスロベレニー協同出荷施設視察
3月5日	認定農業者制度・八丈農家の組織化・八丈農業の概要等 八丈坂下地区農家視察
3月6日	レザーファン・ロベ共選共販出荷視察 八丈坂上地区農家視察

3. 視察の目的

平成5年の農業基本法の改正により、今後、意欲と能力のあるプロの農業経営者を確保、育成していく「認定農業者」制度が確立された。これにより、国の施策を受けようとする農家は5ヵ年で経営規模の拡大や就労時間短縮等の目標設定をした経営改善計画を村に認定される必要が生じた。そこで同じ島嶼の中で認定農家が多く、認定農家を始めとした農家と各組織が一体となって農業を推進している先進地として八丈島における農業者の経営、組織作り、研究、施設を視察し、未だ帰島の目途が立たない状況の中ではあるが、今後の三宅島農業の早期復旧・復興に反映させるため、本視察を実施した。

4. 視察の結果

八丈町の農業の総生産額は約23億円で、花き園芸の切葉が中心である。農家戸数は628戸(平成12年2月町統計調査)で町全体戸数の14%が農業に従事している。現在、八丈町では法人含めて130人の農家が認定されている。

今回の視察の中で三宅村と比べて大きく違うと感じたところは、農家が自主的にグループを形成し町の農業を推進しているところである。八丈島では作目別に自主研究グループが17団体あり、各グループが夜間自主的に集い日々研究を進めている。その中で、今回ロベとレザーファンの共選共販出荷組合の出荷状況と八丈島農業者振興青年研究会の現在研究中のビニールハウスを見ることが出来た。共選共販という仕組みは、個人で作物を直接市場等に出荷する単独農家に対し、複数の農家が出荷組合を作り、常に安定した量の切葉を市場等に供給し、市場への信用を得ることで、個選農家と比較して高い単価で取引できる利点を生かした出荷体系の組織である。作業の流れは、農家が切葉を出荷場に持ち込み、農協がサイズの決定を行い、梱包は、出荷場の機械を使用して農家が行う。集団の作業により出荷の労力は軽減され、さらに、多忙期にはパートを雇ったり、理事に協力を頼んだり人件費の捻出等も行なえるといった利点は、通常の個人出荷農家には出来ない事であると思われる。しかし、農業者全てが組合に加入してはおらず、今回単独出荷している農家の話を聞くことが出来た。その農家では、常に市場や花屋から自分が出荷した切葉の不都合な点を聞き、その問題をどう改善し喜ばれる作物を出荷するかを試行錯誤しながら常に研究を重ねた結果、現在安定した出荷ルートの確保が出来ているということであり個人出荷農家の細かい配慮が成功に繋がっていると思われる。

八農振の自主研究活動中のビニールハウス内では、レザーファンのベット式(直接地面に植えるのではなく、地面から数十センチの高さのベットをパイプで作成しその中で栽培する。)での栽培試験を行っており来年結果が出るそうだが成功すれば「腰痛防止」「土壌消毒」「作業性の向上」といったレザーファン農家の営農条件の向上に繋がる研究であり、土壌問題を抱えている現在の三宅島において成功すれば帰島後の農業に大きく影響すると思われるので是非よい結果が出るよう期待したい。

いつ帰島できるのかわからない状況が依然として続いており、三宅島に帰島後も抱えるであろう農家の高齢化、ハウス等初めからの環境作りによる資金の問題により、農家の減少も懸念される。1次産業を担う農業者に対し可能な限り行政等関係機関が支援しなければ農業の復興は難しいと思える。また、農家の方も認定制度の認識、帰島後の営農形態等、噴火前と同じ個人形態ではなく互いが協力するという新たな考えで農業再開に向け、行政と一体となって三宅島農業復興に当る必要がある。

お気軽にご連絡ください

情報連絡員

三宅島社会福祉協議会では、三宅村からの委託により、情報連絡員配置事業を行っています。

このほど、ウラ面のとおり情報連絡員の地区別分担を決めましたので、この制度をお気軽にご利用ください。

村役場などから送られる情報について、内容や手続きの方法がよくわからない場合などのために、身近な連絡・相談役として活動しています。

- ① 情報連絡員の地区別分担はウラ面のとおりとなっております。同じ区や市、県に複数が配置されている場合もあります。同一県内・区内の分担については、各連絡員にお問い合わせください。
- ② 情報連絡員が皆様のお宅に電話や訪問にて連絡を行い、避難生活の状況や村へのご要望などをお聞きすることがありますので、ご協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。
- ③ 皆様のお近くに避難されている方、またはお知り合いの方で申請手続き等でお困りの方がいらっしゃいましたら、お知らせください。
- ④ 生活上の心配や介護等のご相談は、三宅島社会福祉協議会を通じて専門相談機関におつなぎいたします。

お問い合わせ先

三宅島社会福祉協議会（東京連絡事務所）

〒162-0823

東京都新宿区神楽河岸1-1
セントラルプラザ10階

電話 03-3235-5730

ファクス 03-5229-1651

平成 1 4 年 4 月 1 0 日

平成 1 4 年 4 月 1 0 日 発行
会 報 第 7 9 号

会 員 数 3 9 7 名
男 性 1 6 2 名
女 性 2 3 5 名



編 集・発 行
社 団 法 人 三 宅 村 シ ル バ ー 人 材 セ ン タ ー
東 京 都 千 代 田 区 飯 田 橋 3 - 1 0 - 3
シ ニ ア ワ ー ク 東 京 2 階
T E L ; 0 3 - 3 2 3 9 - 4 3 4 3
F A X ; 0 3 - 3 5 1 2 - 3 4 7 7

第一回定期総会開催(三月十五日)

会員の参加意識も高く、盛況

(社)三宅村シルバ－人材センター十四年第一回定期総会(山田民蔵議長)が十五日、立川市女性総合センター・アームで開催されました。会場には会員一三二人が足を運び、委任状一七八通を合わせて三〇〇人が出席して定刻に始まり、上程された三件の議案を原案のとおり可決し、午後四時に閉会しました。

朝から雨模様、空を見上げながら会場に向かったが、お昼ころには雨もあがり会員の出足もすこぶる好調。

難の時代を生き抜いてきた経験を生かして、この厳しい避難生活を克服し、帰島の暁には島の復興のためにシルバ－パワーを発揮しよう」と呼びかけました。来賓の名誉会長・長谷川村長、山田議会議長、福島三宅支庁長(宮地総務課長代読)らが祝辞を述べられ、一島への直行便も実現し、四月から定期的な一時帰島できるとなる。



砂防堤やライフラインの復旧作業員を増員するため、増設工事を進めているが、完成間近。皆さんが島に帰る日は必ずくる。その時には、安心して生活できる島にして皆さんの手にお渡ししたい」など力強い励ましの言葉を頂きました。続く来賓紹介では、平松森林

配をよそに、開催時刻には予想を大きく上回る来場者。にほっと胸をなで下ろしながらの開会宣言。

挨拶に立った平松会長は「関係各機関の協力で、緊急雇用対策事業を受託できる見通しとなり、次年度の事業展開に明るい展望が開けた。戦前戦後の苦

組合長、佐久間保健福祉課長、三宅支庁・渡辺福祉係長らが紹介され、議長に山田民蔵氏を選出し早速議事に入った。

◆議決三議案は次のとおり

▽十三年度一般会計(第二次)補正予算Ⅱ

補正収入は事業収入一千二百三十三万二千円、特定預金取崩収入八

四万五千円など。主な支出は配分金支出などの受託事業費一千

二一十二万二千円、退職引当預金支出九十六万一千円。

▽十四年度事業計画Ⅱ

①高齢者の就業に関する情報収集②高齢者の就業に関する調査研究。③高齢者に対する簡易な

仕事に関する講習会と研修事業④高齢者の就業に関する相談事

業⑤会員の就業機会の開拓・提供事業では、年間の就業延日人

員一万八百人を見込み、対前年比三十二%増とした。

▽十四年度一般会計予算Ⅱ

収入九千九百一十五万一千円(対前年比二十五%増)。主な収入は

事業収入六千六百四十八万九千円、補助金等収入二千九百八十八万五千

円、借入金収入二四六万一千円、会費収入二八万六千円。

支出は事業費六千四百五十三万三千円、管理費三千一六二万三千円

固定資産取得支出四十七万五千円、入金返済支出二四六万一千円。

総会終了後、東京都高齢者事業振興財団のシルバ－人材セン

ター課・横尾係長をお招きして

配分金支払日

配分金はあなたの口座に振り込みます。

- ▼五月一〇日(金)
- ▼六月一〇日(月)
- ▼七月一〇日(水)

大路池春の陽気と映しおり

「仲よく楽しく働くために」と題して講演会を開催しました。

ガクアジサイの芽吹きいっせい

これは、横尾先生が四年前に三宅島を訪れたときの歌です。

先生は、この他三宅島の情景を詠んだいくつかの歌を披露しながら、シルバ－人材センターの理念や会員としての心得などをやさしく、分かりやすく話してくれました。

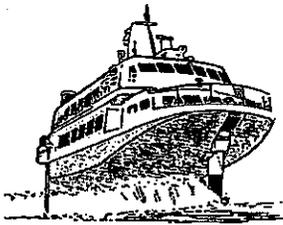
約四十分におたる講演会も終って、会員たちは「いい勉強になったよ」、「退屈しなかった」、「いつもは眠くなるけど、今日はそんなことなかった」など、満足気な様子で家路についていました。

都立大から感謝状

避難して三ヶ月目に、大学構内の環境整備事業を受託し、また昨年から緊急雇用対策事業で就業の場を提供していただいている都立大学から、感謝状と就業会員全員に記念品が贈られました。

三月二十七日の伝達(次頁へ)

平成14年4月10日



広場



投稿歓迎
 皆様のご意見やお便りをお待ちしています。
 詩歌やエッセイなど大歓迎、ご投稿下さい。

三宅村シルバー ホームページ・アドレス
<http://www.sjc.ne.jp/miyake/index.htm>
 E-mail) =miyakesc@tokyosilver.or.jp

式には、大学側から丸岡事務局長、山手経理課長、峰尾施設係長、福田主任らが出席。当センターから平松会長、金井事務局長、宮下主事、現場リダーの木村、筑波、戸田さんらが招かれました。丸岡事務局長から感謝状が贈られた後、平松会長が「会員のひたむきな仕事ぶりを認めていただき、身に余る光栄です」とお礼の言葉を述べました。懇談の席では、大学の皆さんから島の状況を心配する声があり、まるで自分の事のように身を乗り出して聞いていました。また、丸岡事務局長は全島民避難一ヶ月後の十月、泥流や火山ガスによる被害が開始されたころ、都の災害対策現地本部長として神津島に派遣され、三宅島の被災状況を把握し、災害の拡大を防止するため、現地本部の総指揮を執られたという。昨年度立大に赴任してきたとき、こんなに大勢の避難島民が待っていていようとは、よくよく三宅島にご縁のある方―皆んなうちとけて和やかな歓談の一時を過ごすことができました。

投稿
 鈴木喜一郎（八一歳）
 三宅シルバーのおばさん達
 路傍の雑草に一輪の花を見
 振り取らざる
 複雑な心境かな

会員の入退会

- ★入会しました よろしく
- 片瀬 幸 片瀬 キヨ
 - 沖山 雅俊 高松 久子
 - 齋藤 務 土屋 好孝
 - 勝見 信子 前田 喜佐子
 - 村上 孝 大沼 恒藤
 - 上松 彦三郎 飯沼 兼久
 - 井口 ツユ子 築穴 彦一郎
 - 池田 君子

★退会しました
 長い間ご苦勞様でした
 山本 悦子 菊池 ナミ子

パンコン何でも相談

昨年四月オーブンした立川支所は、本年度もパンコン講習会や島民の情報交換、交流の場として開放しています。これまでは、毎日二人で教えていましたが、四月からは一人になりました。したがって、受講人員に制限がありますので、早めに予約してからお出かけください。なお、毎月の定期講習会のごきは今までどおり二人の先生が教えます。パンコンのことなら何でもご相談ください。

電話 立川支所
 〇四二一五四八一三七一七

ワーキングシェアリング

最近「ワーキングシェアリング」という言葉をよく耳にしますが、簡単にいえば、失業者をなるべく出さないようにするために働く時間を短くして「仕事を分け合う」ということです。よく考えてみると、会員の皆さんは避難してからずっとワーキングシェアリングの恩恵を受けているのです。現在、二十四の地域で百人近い会員が特別会員として登録を許され、避難地区シルバの会員の皆さんと一緒に就業しています。その地区シルバの会員さんは自分たちの仕事を減らして当センターの会員に分けてくれているという訳です。

日本でもようやくワーキングシェアリングの必要性が論議され始めたばかりですが、都内近郊の各シルバは、当センターの会員のために一歩先んじて、ワーキングシェアリングを実践してくれていることを肝に命じなければなりません。新聞を開けば中小企業はもろん大企業の倒産、リストラ、失業率過去最悪などという記事が目に飛び込んできます。私たちは、その失業や不況風をまともに受ける東京での就業を強いられるのです。

会員の皆さんも少しづつ都会生活に慣れて、就業意欲も旺盛になってきていることは大変よいことだと思えます。しかし、最近ではあまりにも張り切り過ぎて「健康管理は大丈夫かな？」とちよつと心配な会員もいないわけではありませぬ。苦しいのは自分だけではない筈です。仕事はお互いに分けあつて、多くの会員が就業できるようにしたいものです。

平成13年2月分事業実績 (単位:円)

月	区分	受託 件数	就業延 日人員	契 約 金 額			計
				配分金	材料費	事務費	
2	公共	7	1,312	7,472,470	624,462	672,500	8,769,432
	民間	2	216	1,442,370	0	10,130	1,452,500
	計	9	1,528	8,914,840	624,462	682,630	10,221,932
累計	公共	37	5,947	33,210,260	1,996,413	2,455,685	37,662,358
	民間	61	2,596	16,290,142	0	162,892	16,453,034
	合計	98	8,543	49,500,402	1,996,413	2,618,577	54,115,392